

徳島県福祉サービス評価機関認証要綱 新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 評価機関の認証基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法人格を有すること。 二 施設等による福祉サービスを提供していないこと。 三 評価を決定する委員会等を設置していること。 四 次の要件を満たす評価調査者を確保していること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 次の（１）又は（２）に該当する評価調査者をそれぞれ1名以上設置すること。 （１）組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者 （２）福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者 ロ 評価調査者は、徳島県若しくは他都道府県福祉サービス第三者評価事業推進組織又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う評価調査者養成研修を受講していること。 ハ その他 <ul style="list-style-type: none"> （１）評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。 （２）一件の評価に2人以上（イ（１）及び（２）のそれぞれ1名以上を含むこと。）の評価調査者が一貫してあたること。 五 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 所属する評価調査者一覧（評価調査者養成研修の修了に関すること、前号イ（１）又は（２）に関する資格及び主な経歴を記載したもの。なお、評価調査者の氏名については非公開可。） ロ 事業内容等に関する規程（評価を実施するサービス種別を含むこと。） ハ 評価の手法 ニ 守秘義務に関する規程 ホ 倫理規程 ヘ 評価料金表 ト 評価事業の実績 六 評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。 	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 評価機関の認証基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法人格を有すること。 二 施設等による福祉サービスを提供していないこと。 三 評価を決定する委員会等を設置していること。 四 次の要件を満たす評価調査者を確保していること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 次の（１）又は（２）に該当する評価調査者をそれぞれ1名以上設置すること。 （１）組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者 （２）福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者 ロ 評価調査者は、徳島県若しくは他都道府県福祉サービス第三者評価事業推進組織又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う評価調査者養成研修を受講していること。 ハ その他 <ul style="list-style-type: none"> （１）評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。 （２）一件の評価に2人以上（イ（１）及び（２）のそれぞれ1名以上を含むこと。）の評価調査者が一貫してあたること。 五 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。 <ul style="list-style-type: none"> イ <u>評価を決定する委員会等の委員及び</u>所属する評価調査者一覧（評価調査者養成研修の修了に関すること、前号イ（１）又は（２）に関する資格及び主な経歴を記載したもの。なお、<u>評価を決定する委員会等の委員及び</u>評価調査者の氏名については非公開可。） ロ 事業内容等に関する規程（評価を実施するサービス種別を含むこと。） ハ 評価の手法 ニ 守秘義務に関する規程 ホ 倫理規程 ヘ 評価料金表 ト 評価事業の実績 六 評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。

(評価に係る留意事項)

第3条 評価は、原則として徳島県福祉サービス評価基準に基づいて行うこと。

2 評価の方法は、これを受審する事業所の自己評価結果等を活用した書面調査及び訪問調査により行うこと。

この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。

3 利用者等に対する調査を実施すること。

4 担当評価調査者が、現在関係する事業所の評価を行うことはできないこと。

5 評価を決定する委員会等の委員は、現在関係する事業所の評価決定に加わることはできないこと。

6 以下の(1)、(2)に該当する事業所を評価しようとする場合は、評価を決定する委員会等の委員一覧を公開すること(評価調査者養成研修の修了に関すること、前条第4号イ(1)又は(2)に関する資格及び主な経歴を記載したもの。なお、評価を決定する委員会等の委員の氏名については非公開も可。)

(1) 評価機関の会員等のうち、サービス事業者及びそれを経営する者が会員等の半数を超えている場合に、会員等となっているサービス事業者

(2) 評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者

7 評価結果については、評価を受けた事業者の同意を得て、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワーク(WAMNET)」を活用し、公表すること。

第4条 (略)

(認証)

第5条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、推進委員会により審議し、適正に事業を実施できると認められる場合には、評価機関を認証する。ただし、他の都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、事務局において書類審査を行い、要件を満たす場合はこれを認証する。

第6条～第14条 (略)

様式第1号～第6号 (略)

(評価に係る留意事項)

第3条 評価は、原則として徳島県福祉サービス評価基準に基づいて行うこと。

2 評価の方法は、これを受審する事業所の自己評価結果等を活用した書面調査及び訪問調査により行うこと。

この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。

3 利用者等に対する調査を実施すること。

4 担当評価調査者が、現在関係する事業所の評価を行うことはできないこと。

5 評価を決定する委員会等の委員は、現在関係する事業所の評価決定に加わることはできないこと。

6 評価結果については、評価を受けた事業者の同意を得て、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワーク(WAMNET)」を活用し、公表すること。

第4条 (略)

(認証)

第5条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、推進委員会により審議し、適正に事業を実施できると認められる場合には、評価機関を認証する。ただし、他の都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、事務局において書類審査を行い、要件を満たす場合はこれを認証する。

第6条～第14条 (略)

様式第1号～第6号 (略)

附 則

1. この要綱は、平成18年4月12日から施行する。
2. この要綱は、平成18年9月8日から施行する。
3. この要綱は、平成31年1月4日から施行する。
4. この要綱は、令和元年12月20日から施行する。
5. この要綱は、令和5年1月26日から施行する。
6. この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成18年4月12日から施行する。
2. この要綱は、平成18年9月8日から施行する。
3. この要綱は、平成31年1月4日から施行する。
4. この要綱は、令和元年12月20日から施行する。
5. この要綱は、令和5年1月26日から施行する。

徳島県福祉サービス評価機関認証実施要領 新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
<p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>（評価を決定する委員会等）</p> <p>第 3 条 要綱第 2 条第 3 号に規定する「評価を決定する委員会等」とは、評価調査者を含む <u>3</u> 名以上から構成されるもので、評価結果を合議により決定する委員会等をいう。 （なお、評価を決定する委員会等委員には、福祉に関する学識経験者等を含むことが望ましい。）</p> <p>第 4 条～第 9 条 （略）</p> <p><u>（評価を決定する委員会等の委員一覧の公開）</u></p> <p><u>第 1 0 条 要綱第 3 条第 6 項に規定する「評価を決定する委員会等の委員一覧」の公開は要綱第 3 条第 7 項に規定する評価結果の公表を行う際、その情報を付記することにより、公開を行うこととする。なお、事業者の求めに基づき、評価結果を公開しないこととする場合は、「評価を決定する委員会等の委員一覧」についても、この公開を要しない。</u></p> <p>第 <u>1 1</u> 条 （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>1. この要領は、平成 1 8 年 9 月 8 日から施行する。</u></p> <p><u>2. この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>（評価を決定する委員会等）</p> <p>第 3 条 要綱第 2 条第 3 号に規定する「評価を決定する委員会等」とは、評価調査者を含む <u>5</u> 名以上から構成されるもので、評価結果を合議により決定する委員会等をいう。 （なお、評価を決定する委員会等委員には、福祉に関する学識経験者等を含むことが望ましい。）</p> <p>第 4 条～第 9 条 （略）</p> <p>（新規）</p> <p>第 <u>1 0</u> 条 （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>この要領は、平成 1 8 年 9 月 8 日から施行する。</u></p>